

# 単独入所のご案内



医療型障害児入所施設  
肢体不自由児・重症心身障害児支援  
信濃医療福祉センター

# 目 次

<b>1、単独入所について</b>		<b>6、入所中の生活について</b>	
1、入所対象	3 ページ	1、帰省について	7 ページ
2、入所期間	3 ページ	2、面会について	8 ページ
<b>2、入所に必要な手続き</b>		<b>7、その他</b>	
1、医師の診察	3 ページ	1、各科の診察	9 ページ
2、日程調整	3 ページ	2、お子様へのお電話	9 ページ
3、受給者証発行手続き	3 ページ	3、個人情報の扱い	9 ページ
4、「お子さんの様子について」の提出	3 ページ	4、その他	9 ページ
<b>3、費用</b>		日課表	10 ページ
1、児童福祉法により 定められた利用料	4 ページ	県内児童相談所	11 ページ
2、その他の費用	4 ページ		
3、私的契約入所	4 ページ		
<b>4、入所当日</b>			
1、外来受付にて入所手続き	5 ページ		
2、必要書類の提出	5 ページ		
<b>5、持ち物</b>			
持ち物	6 ページ		

## 〇〇〇信濃医療福祉センターの理念と基本方針〇〇〇

信濃医療福祉センターの理念と基本方針を掲げ、施設職員全員が共有し、施設利用者並びに地域住民のご理解を得て、障害児療育等、施設事業に取り組めます。

### <理 念>

科学的裏づけに基づいたあらゆる英知を結集し、心身に障害をもつこどもの意欲を高め、能力を最大限伸ばし維持育成します。

### <基本方針>

- 1) 心身に障害をもつこどもの権利と尊厳を保ち、人権に配慮した良質な療育サービスを提供します。
- 2) 安全で信頼される入所療育、並びに外来療育、地域療育支援を実践します。  
(事故防止、院内感染防止、褥創防止など医療安全管理に留意し、利用児(者)やその家族に信頼され、安心していただける入所療育、外来療育、地域支援を実践します)
- 3) 個々の障害に応じた先駆的な療育を実践します。  
(質の高い専門職を育成するとともに、職種間や家族並びに地域社会と連携を密にし、科学的裏づけに基づいた先駆的な障害児療育を展開し、社会に貢献します)

## はじめに

信濃医療福祉センターは、児童福祉施設の中の、医療型障害児入所施設(肢体不自由児・重症心身障害児支援)からなり、児童福祉法に基づいて運営されています。東病棟1階は重症心身障害児病棟、南病棟は、肢体不自由児と重症心身障害児の混合病棟です。

心身に障害を持つ子供たちの意欲を高め、能力を最大限に伸ばし育成するべく、職員一同、人権に配慮した良質な療育サービスを提供するよう努めてまいります。ご家庭の皆様のご協力をお願い申し上げます。

# 1 単独入所について

## 1、入所対象

当センター医師の診察によって、入所が必要と認められた肢体不自由児、重症心身障害児です。

## 2、入所期間

訓練の必要性などにより医師から指示があります。ただし、入所期限につきましては、18歳（高等部卒業）までとさせていただきます。

次の進路を考えるにあたりましては、病棟担当者、訓練担当者、ソーシャルワーカー、学齢児につきましては花田養護学校の進路担当の先生にもご相談ください。

# 2 入所に必要な手続き

## 1、医師の診察

当センターの医師の診察を受け、入所希望をお申し出ください。入所期間・目標・目的などについてもご相談ください。

## 2、日程調整

医療相談室で日程の調整をいたしますので、ご相談ください。ご相談日に調節ができない場合は、少しお時間をいただくこともあります。

## 3、入所受給者証・障害児入所医療受給者証発行手続き

児童福祉法による施設入所の手続きになり、利用料の1割相当額をお支払いいただきます。そのために必要な書類及び住民票、課税証明書等を提出していただきます。書類は児童相談所を經由して保健福祉事務所福祉課まで行き、入所受給者証および障害児入所医療受給者証が交付されます。児童相談所からは、入所の確認と面接（主に初回入所の方）に関する連絡があります。入所受給者証および障害児入所医療受給者証が交付されましたら、信濃医療福祉センターと利用契約を結びます。

## 4、「お子さんの様子について」の提出

入所の3週間前までに、『お子さんの様子について』を医療相談室に提出してください。入所後の療育計画を立てる上で、参考にさせていただきます。

## 3 費用

### 1、児童福祉法により定められた利用料

入所療育に必要な費用の1割相当額が自己負担となりますが、受給者証（入所受給者証・障害児入所医療受給者証）に記載された負担上減月額をお支払いただきます。最も負担の高い世帯で、概ね月額45,000円程になります。

### 2、その他の費用

「日用消耗品・衣類洗濯人件費光熱水費用・紙おむつ代」として、一ヵ月あたり8,000円をご負担いただきます。

その他、当センター内の歯科、他病院受診は、障害児入所医療費の対象になりませんので、通常の保険診療として自己負担をお支払いただきます。

### 3、私的契約入所

児童福祉法の手続きによらず私的契約による入所の場合、健康保険による一般入院扱いになり、保育士加算費・日用品などの費用について、必要に応じた負担をしていただくことになります。

#### ～手当について～

入所期間中は**特別児童扶養手当・障害児福祉手当・児童扶養手当**の受給者は、支給停止になりますので、市町村の担当窓口まで受給資格喪失届の手続きをお願いします。

また、2ヶ月以上の単独入所を行う場合、**児童手当**については、民法第830条により施設長が管理させていただきます。入所前に市町村 児童手当担当課に入所する旨お伝えください。退所後は、市町村 児童手当担当課で支給再開の手続きをお願いいたします。管理させていただいた児童手当は、退所時に保護者にお引き渡しさせていただきます。

## 4 入所当日

### 1、外来受付にて入所手続き

入所当日は午前10時までにご来所ください。外来受付で、保険証・診察券をご提示の上、単独入所する旨お申し出ください。医師の診察をお受けいただいた後、病棟へご案内します。到着が遅れそうな場合は、医療相談室までご連絡ください。

### 2、必要書類の提出

以下の書類等について、提出をお願いします。

- 《外来受付》 保険証・福祉医療受給者証（入所期間中は預からせていただきます。入所期間が短い場合は、写しを取らせていただきます。）
- 《医療相談室》 入所受給者証・障害児入所医療受給者証・入院誓約書・入所契約書・重要事項説明書の同意書  
預金口座振替依頼書（自動引落しをされる方）  
個人情報に関する同意書
- 《病棟》 診察券・情報提供書(紹介状等)

#### ～保険証・福祉医療受給者証について～

長期入所をご利用いただく場合は、保険証・福祉医療受給者証を預からせていただきますが、帰省中に体調不良などで他の病院を受診する可能性のある場合などは、センターの事務室よりお受け取りください。

入所当日は、医師の診察、病棟看護師による聞き取りや説明、学校のある方は学校での説明など、午後まで掛かりますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

## 5 持ち物

下記を参考に、お子様の年齢や状態によって調整をしてください。

持ち物には必ず名前をつけてください。衣類はまとめて選択しますので、落ちたりしないように油性マジック等でしっかり指定された位置に書か縫い付けてください。

### 【書類】

#### ・診察券・診療情報提供書・お薬手帳・当面の内服薬を持参して下さい

- ・保険証・福祉医療受給者証（入所期間中は預からせていただきます。入所期間が短い場合は、写しを取らせていただきます。）
- ・入所受給者証・障害児入所医療受給者証・入院誓約書・入所契約書・重要事項説明書の同意書
- ・預金口座振替依頼書（自動引落しをされる方）

### 【衣類】

- ・普段着：上着5～6枚、ズボン5～6枚、カーディガン、ジャンパー類、パジャマ3～4枚
- ・下着類：シャツ7～8枚、パンツ7～8枚、靴下7～8足
- ・その他、帽子、防寒具、オーバーズボン、手袋等も適宜ご用意ください
- ・補装具、靴類：上履き、下履き、冬場の防寒靴等必要に応じて  
※季節の変化に合わせて衣類の入れ替えをお願いします。

### 【日用品】

洗面器、歯ブラシ（センターで用意しますが、ご指定のものがあれば）、コップ（歯磨き用）、くし・ヘアブラシ、洗面用タオル2～3枚、ハンカチ2～3枚

### 【学用品】

カバン・ランドセル（バックや袋でもOK）、文房具（現在使用中のものがあればお持ちいただいても結構です）

### 【その他】

#### ・おもちゃ

センターにもありますが、お気に入りのものがあれば棚に入る大きさのものまでならお持ちいただいても結構です。ただし、大勢の子供がいますので口に入るような小さな物や、紛失しては困るような大切なもの、高価なものはご遠慮ください。

#### ・CD ラジカセやパソコン

中学生以上が所持することができます。高価なものを持ち込む際には同意書が必要になります。職員にお申し出ください。尚、パソコンについてはウイルス対策のため、フィルタリング等の管理をお願いします。

#### ・家庭用ゲーム機（ファミコン、プレイステーション、ゲームボーイ等）

持ち込みはご遠慮ください。共用のゲームがあり、時間を決めて使っていただきます。

ネット回線の使用できる機器（パソコン・IPAD等）の持込みは、一人1台です。ネット回線の使用できる携帯型音楽プレーヤーは持込み不可です。ネット回線ではテレビ電話のように映像を映す機能がありますが、センターでは映像を写さない決まりとさせていただきます。

### 【金銭・貴重品について】

現金は持たせないでください。（特別な事情がある場合はご相談ください）。また、カメラなど高価なものは持参しないでください。テレホンカードは自己管理できるお子様のみ所有できます（テレホンカードの裏に記名を忘れずお願いします）。それ以外のお子様の場合は病棟職員がお預かりすることもできますので、ご相談ください。

## 6 入所中の生活について

よりよい療育(治療、教育、生活)を行うため、児童の療育環境の整備と充実を図りたいと考えています。そのため、次の事項につき、是非ご家庭の皆様のご協力を賜りたいと思います。

### 1、帰省について

土日帰省	: 土曜日午前9:00～日曜日午後4:00まで
長期帰省	: 「家庭の日」に基づいての計画帰省
家族計画帰省	: 年間5日間利用できます。
外出	: 祭日や帰省日の午前9:00～午後4:00まで

- ①帰省のお申し込みは、1週間前までに帰省カードにご記入の上(要印鑑)、病棟職員までお申し込みください。電話でのお申し込みは原則としてお断りしていますが、ご都合で来所できない場合に限り、月曜日までに病棟へ連絡していただければ代筆いたします。
- ②帰省許可については不可の場合のみセンターからご連絡いたします。
- ③送迎時の車は、決められた場所に駐車してください。道路、玄関、中庭への駐車はご遠慮ください。
- ④車椅子などはできるだけ各部屋に収め、廊下や玄関などに置いたままにしないようお願いします。
- ⑤看護師がお子様の体調を確認するのに時間が必要ですので、帰所時間をお守りください。
- ⑥お気づきの点やご要望などございましたら、遠慮なく病棟職員にご連絡ください。また、連絡ノートもご利用ください。
- ⑦予定の時間に帰所できない場合は、早めに病棟へご連絡ください。



## 2、面会について

土曜日、日曜日、祭日とも午前9:00～午後4:00までとなっています。  
平日の面会につきましては、病棟職員にご相談ください。

- ①面会時は、ナースステーションにある帰省カードの面会欄(保護者の面会)、面会簿(保護者以外)に記帳をお願いします。面会証明書などの証明が必要な場合に、記載が無いと証明できないことがありますので、ご注意ください。
- ②お子様への食べ物は絶対に持ち込まないようにお願いします。(病院食・おやつが出ます)
- ③外出は医師の許可が必要となりますので、原則として1週間前までに病棟に申し込んでください。
- ④風邪や伝染病にかかっている方のご面会をご遠慮ください。
- ⑤休日に3・4階の学校に上がることは禁止されております。
- ⑥昼食時はお子様のお食事の様子をご覧ください。面会者のお食事はお子様と別の場所で行います。
- ⑦お子様の衣類や持ち物に氏名が記名してあるか、汚れや必要枚数あるかなどをご確認の上、不要な物があればお持ち帰りください。
- ⑧訓練参観・医療懇談をご希望の方は病棟へお申し出ください。申し込み用紙が用意してあります。時間は上記の面会時間に関わらずお子様の訓練時間を中心として調整します。お子様の発達状況を知っていただくため積極的にご参観ください。

敷地内は禁煙となっております。ご協力をお願いします。

携帯電話の使用が禁止されている場所では、携帯電話の使用をご遠慮ください。

器物の破損や怪我などに十分御注意ください。

## 7 その他

### 1、各科の診察 9

・長期入所の方は、入所中に歯科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、小児神経科、精神科、遺伝科の受

診もできます。ご希望がありましたら、お早めに病棟までお申し出ください。

・1年未満の有期有目的入所(短期間の訓練入所)の方は歯科のみ受診が可能です。ご希望の方は入所時  
にお申し出下さい。その他の科については入所中に主治医が必要と判断した場合に限らせて頂きます。

### 2、お子様へのお電話

午後7:00～8:30までの間にお願いします。

### 3、個人情報の取扱い

①『個人情報の保護に関する法律』の規定にしたがい、取り組んでいきます。

②センターではお子様方の生活向上のために必要に応じ、ボランティアの方々のご協力をいただいております。また、実習生の受入も行っております。新聞社やテレビ局の取材に応じることもございます。このように職員以外と関わったり、一般に報道されたりすることに不都合のある方はお申し出ください。

③多くの職員がお子様を把握できるように、お子様の写真をとらせていただきます。お子さんの確認以外には使用しませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 4、その他

①確定申告の医療費控除について。入所利用料についての医療費分の証明を出すことができますので控除を受けられる方はお申し出ください。

②保護者のセンター内での宿泊はできません。ただし、手術後など必要な場合はご相談ください。

③職員へのお心付けは固くお断りします。

※ その他わからないことがございましたら、遠慮なくセンターへお尋ねください。

### 5、予防接種

1年未満の短期訓練入所の方は、インフルエンザを含めた予防接種の注射をお受けしておりません。必要な方は近医にて予定して頂く様お願い致します。入所期間が11月から3月に重なる方はインフルエンザの予防接種を2回施行して頂くようお願い致します。(11月中に退所される方は1回のみで可です)

## 日課表

時間	時間割	病棟活動	学校	保育室	成人教室	
6:30		起床・更衣・排泄・洗面				
7:30		朝食				
8:15		朝の日常生活指導				
8:30		登校	登校			
8:50 ~9:30	1時限	個別プログラム	1校時	9:00~ 活動開始	9:30~ 活動開始	
9:40 ~10:20	2時限	個別プログラム	入浴	2校時	自由遊び	個別活動
10:30 ~11:10	3時限		入浴	3校時	朝の挨拶 おやつ	
11:20 ~12:00	4時限		入浴	4校時	一斉活動	
12:00 ~12:55		昼食		昼食(保育室)	昼食(食堂)	
13:00 ~13:40	5時限	個別プログラム	5校時	午睡	個別活動	
13:45 ~14:25	6時限		6校時			
14:30 ~15:10	7時限	入浴	クラス活動 ~下校	帰りの会 14:30 終了	14:30 終了	
		おやつ				
15:25 ~16:05	8時限	入浴				
16:10 ~16:50	9時限	個別プログラム(学習・余暇)				
17:00 ~18:00		夕食(1段階)				
18:00 ~19:00		夕食(2段階)				
19:30 ~20:30		余暇時間				
20:30		就床(小学生低学年以下) それ以外は就床準備				
21:00		就床				

## 長野県内児童相談所

<p>中央児童相談所 〒380-0872 長野市南長野妻科144 TEL 026-238-8010</p>	<p>長野市・上田市・須坂市・中野市・飯山市・千曲市 埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内 郡・小県郡</p>
<p>松本児童相談所 〒390-1401 松本市波田9986 TEL 0263-91-3370</p>	<p>松本市・大町市・塩尻市  木曾郡・東筑摩郡・北安曇郡・南安曇郡</p>
<p>諏訪児童相談所 〒392-0131 諏訪市大字湖南3248-3 TEL 0266-52-0056</p>	<p>諏訪市・岡谷市・茅野市・伊那市  諏訪郡・上伊那郡のうち辰野町・箕輪町・高遠町・ 南箕輪町・長谷村</p>
<p>飯田児童相談所 〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54 TEL 0265-25-8300</p>	<p>飯田市・駒ヶ根市  下伊那郡・上伊那郡のうち飯島町・宮田村・中川村</p>
<p>佐久児童相談所 〒385-0022 佐久市岩村田3152-1 TEL 0267-67-3437</p>	<p>佐久市・小諸市・東御市  北佐久郡・南佐久郡</p>

医療型障害児入所施設 肢体不自由児・重症心身障害児支援 **信濃医療福祉センター**  
〒393-0093 長野県諏訪郡下諏訪町社6525-1 ☎ 0266-27-8414(代表)